

**(7) 建築物ねずみ昆虫等防除業**

物的要件	人的要件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡</li> <li>・ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器</li> <li>・ 噴霧機及び散粉機</li> <li>・ 真空掃除機</li> <li>・ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器</li> </ul>	<p>〈防除作業監督者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防除作業監督者講習会修了者</li> <li>・ 防除作業監督者再講習会修了者</li> </ul> <p>(それぞれ修了した日から6年を経過しない者)</p>	<p>〈作業従事者〉</p> <p>従事者全員が年1回以上研修を修了した者であること</p>

その他の要件「平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号(118号一部改正)」より抜粋

**機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること**

機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫については以下の要件を満たすこと

- ・ 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。(①)
- ・ 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。(②)
- ・ 引火事故の起こりにくい構造となっていること。(③)
- ・ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。(④)
- ・ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たす場合にのみ認められることがある。
- ・ 上記①から④までに掲げる要件を満たしていること。
- ・ 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・ 冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
- ・ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

**ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。**

- 1 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 4 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 6 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 7 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

8 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

留意事項：作業実施方法等の書面（様式5-1）の作業手順には、次の内容を含めること。

- ・作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。）
- ・使用する薬剤の種類
- ・薬剤の保管方法
- ・機械器具等の点検の方法
- ・保管庫の管理責任者の氏名
- ・作業報告作成の手順

防除作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方> 7時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。

<1年目カリキュラム>

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分

<2年目以降カリキュラム> 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／IPM／PCOの役割／ネズミ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫（食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか）の種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120分